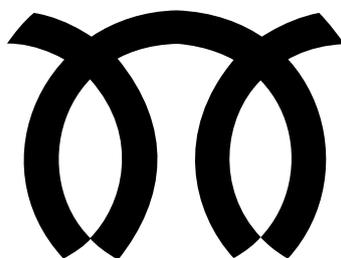


三 浦 市
エイジフレンドリーシティ行動計画



三浦市では、高齢者の人口や世帯、取り巻く状況等を踏まえて策定した三浦市高齢者保健福祉計画・三浦市介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度までは第9期計画）を行動計画として位置付けています。

本書では主な内容について掲載いたします。

1 高齢者の現状と将来推計

(1) 人口構造

三浦市は、平成6年11月1日の54,350人をピークに人口が徐々に減少していますが、高齢者人口は増加を続け、高齢化率が上昇しています。令和5年1月1日現在における高齢者人口は16,936人、高齢化率は41.6%で、神奈川県25.8%や全国の29.0%を大きく上回っており、約2.5人に1人が高齢者という状況です。

第9期計画における本市の将来人口については、公表されている国勢調査で最新のものである「令和2年国勢調査」や国立社会保障・人口問題研究所が作成した将来人口の推計を参考としながら、令和5年10月1日現在の住民基本台帳をもとに推計しました。

高齢者人口は、緩やかに減少していく見込みですが、高齢化率については、増加していく見込みです。第9期計画期間中で団塊の世代が後期高齢者となる令和7年には、高齢者人口は16,893人で高齢化率は43.2%、計画の最終年度である令和8年には、16,807人で高齢化率は43.7%になると見込んでいます。

【人口の推移の比較】

三 浦 市	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
人口(人)	48,352	45,289	42,069	40,841
高齢者人口(人)	14,238	16,081	17,229	16,936
高齢化率(%)	29.4	35.5	41.0	41.6
神 奈 川 県	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
人口(人)	9,048,331	9,126,214	9,237,337	9,227,901
高齢者人口(人)	1,819,503	2,158,157	2,360,820	2,326,294
高齢化率(%)	20.1	23.6	25.6	25.8
全 国	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
人口(千人)	128,057	127,095	126,146	124,752
高齢者人口(千人)	29,246	33,465	36,027	36,173
高齢化率(%)	22.8	26.3	28.6	29.0

※平成22～令和2年については国勢調査で各年10月1日現在。

令和5年については、1月1日現在の神奈川県年齢別人口統計調査(年齢不詳を含む)、
全国は総務省統計局の人口推計(令和5年6月報)の1月1日現在の数値を掲載。

【人口の推移】

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
人口(人)	41,928	41,406	40,765
40～64歳人口(人)	13,627	13,563	13,372
高齢者人口(人)	16,735	16,656	16,579
前期高齢者(65～74歳)	7,959	7,506	7,053
後期高齢者(75歳以上)	8,776	9,150	9,526
高齢化率(%)	39.9	40.2	40.7

※住民基本台帳(各年10月1日現在)

【人口の推計】

区 分	令和6年	令和7年	令和8年
人口(人)	39,718	39,131	38,503
40～64歳人口(人)	12,757	12,580	12,328
高齢者人口(人)	16,962	16,893	16,807
前期高齢者(65～74歳)	6,580	6,223	6,048
後期高齢者(75歳以上)	10,382	10,670	10,759
高齢化率(%)	42.7	43.2	43.7

区 分	令和12年	令和17年	令和22年
人口(人)	35,987	32,746	29,456
40～64歳人口(人)	11,318	9,678	7,987
高齢者人口(人)	16,463	15,984	15,480
前期高齢者(65～74歳)	5,347	5,542	5,665
後期高齢者(75歳以上)	11,116	10,442	9,815
高齢化率(%)	45.7	48.8	52.6

※各年10月1日現在推計値

(2) 世帯構造

本市では半数以上の世帯が高齢者のいる世帯となっています。高齢者のいる世帯の割合についても神奈川県や全国の数値を大きく上回っており、今後も上昇が見込まれているため、高齢化の急速な進展や単身世帯の増加による高齢者の社会的孤立が懸念されます。

【世帯の推移の比較】

三浦市	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数(世帯)	17,523	17,884	17,567	17,210
1世帯あたり人員(人)	2.8	2.7	2.6	2.4
高齢者のいる世帯(世帯)	7,860	9,018	10,104	10,414
単身世帯(世帯)	1,514	2,034	2,560	2,937
(%)	19.3	22.6	25.3	28.2
夫婦世帯(世帯)	1,983	2,433	2,793	3,157
(%)	25.2	27.0	27.6	30.3
同居世帯(世帯)	4,363	4,551	4,751	4,320
(%)	55.5	50.5	47.0	41.5
高齢者のいる世帯(%)	44.9	50.4	57.5	60.5

神奈川県	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数(世帯)	3,591,866	3,844,525	3,979,278	4,210,122
1世帯あたり人員(人)	2.4	2.4	2.3	2.2
高齢者のいる世帯(世帯)	1,007,366	1,209,217	1,410,766	1,497,424
単身世帯(世帯)	226,119	308,463	398,979	459,724
(%)	22.4	25.5	28.3	30.7
夫婦世帯(世帯)	295,267	363,535	427,748	483,754
(%)	29.3	30.1	30.3	32.3
同居世帯(世帯)	485,980	537,219	584,039	553,946
(%)	48.2	44.4	41.4	37.0
高齢者のいる世帯(%)	28.0	31.5	35.5	35.6

全国	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数（世帯）	49,566,305	51,950,504	53,448,685	55,704,949
1世帯あたり人員（人）	2.6	2.5	2.4	2.3
高齢者のいる世帯（世帯）	17,204,473	19,337,687	21,713,308	22,655,031
単独世帯（世帯）	3,864,778	4,790,768	5,927,686	6,716,806
（％）	22.5	24.8	27.3	29.6
夫婦世帯（世帯）	4,487,042	5,250,952	6,079,126	6,848,041
（％）	26.1	27.2	28.0	30.2
同居世帯（世帯）	8,852,653	9,295,967	9,706,496	9,090,184
（％）	51.5	48.1	44.7	40.1
高齢者のいる世帯（％）	34.7	37.2	40.6	40.7

※各年国勢調査の結果です。

※割合に関しては四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合があります。

2 8つのトピックにおける取組事項

三浦市では、エイジフレンドリーシティの8つのトピックに基づいて、以下の取組を推進していきます。

(1) 屋外スペースと建物

ア バリアフリーの街づくり

高齢者や障害者等が快適に安全に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮して、道路や公園等の都市基盤施設を改善していくため、関係機関との調整等に努めていきます。

(2) 交通機関

ア バリアフリーの街づくり

道路や公共交通機関のバリアフリー化に向けて、関係機関との調整等に努めていきます。

(3) 住居

ア 住まいの安定的な確保

神奈川県とも連携を図りながら、個人の置かれた状態に応じた住まいが確保されるよう、相談対応及び情報提供等に努めていきます。

(4) 社会参加

ア 社会交流支援事業

三浦市老人クラブ連合会の主催する文化行事やスポーツ大会等、各地区の単位老クラブが行っている活動や会員相互の交流に対して、助成による活動支援を行います。

また、魅力ある会の運営により、会員数の維持を図りながら事業が展開できるよう支援します。

市が運営する三浦市老人福祉保健センターは、気軽で身近な交流の場として、個人による自由な利用と、老人クラブ等のグループ予約による利用が選択できる施設です。高齢者等からの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等の場を提供します。

イ 社会参加促進事業

シルバー人材センターでは、自主・自立・共働・共助の理念のもと、技能の向上と就労、会員の交流、健康づくり、活力ある地域づくりに寄与するための社会活動を実施しています。

今後も、高齢者等が技術や経験、知識を活かして働くことにより、健康で生きがいを持つことができるよう、センターの活動等に対して助成による支援を行います。

(5) 尊敬と社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）

ア 高齢者虐待への対応

高齢者等に関する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって虐待を防止することが極めて重要であるとの認識に立ち、平成18年4月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

本市では、法の適正かつ円滑な施行体制の一つとして、平成20年3月に三浦市高齢者虐待防止ネットワークを立ち上げました。

令和6年度からは、全ての介護サービス事業者に、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられたことも踏まえ、引き続き、ネットワークの運営や情報共有、研修会等の開催を通じて、関係機関と一体となり、高齢者の尊厳の保持、安全安心の確保に努めます。

イ 地域福祉権利擁護事業の推進

認知症等により十分な判断をすることが難しい高齢者は、単に適切なサービスの選択や利用が困難であるばかりではなく、虐待・財産詐欺等の被害に遭うことも予想され、家庭内や施設等に入院・入所している場合でも同様の恐れがあることは否定できません。このような事態が発生することを未然に防止し、また、発生した場合には速やかに対処することが、高齢者等が自立した生活を継続するためには必要です。

本市では権利擁護事業がその役割を担うものとして位置付けて事業を推進し、また、成年後見制度の利用促進が図られるよう中核機関を設置し、高齢者が総合的なサービスを利用できるよう支援します。

(6) 市民参加と雇用

ア 住民活動の支援

現在、各地域でボランティアグループによる高齢者等を見守り支えるための活動が行われており、この活動は、高齢者等の保健福祉サービスを円滑に実施するための援助的役割を果たすのみならず、各施策の積極的な支援につながることもあります。市内では、市民活動を支援する事業を各種実施しており、市民のみなさんの自発的・公益的な活動を支援しています。

今後も、ボランティア団体の登録活動を踏まえ、生活支援コーディネーターを通じた協力要請や連携、また、情報交換等を図れるような仕組みづくりを支援していきます。

(7) コミュニケーションと情報

ア 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識の普及・啓発として、高齢者のみならず、地域住民が介護予防に意識と関心を持ち、地域全体で介護予防に取り組む必要性について、広く周知します。また、高齢者を支えるボランティアの育成と活動支援を行います。

イ 地域介護予防活動支援事業

高齢者グループ等の住民主体による健康づくりと介護予防活動の取組や、参加者相互が交流を深めながら地域の介護予防活動の一役を担えるよう支援します。

また、地域で暮らす高齢者の介護予防への取組を支援するボランティアを地域住民の中から募り、関係機関と連携しながら育成及びその後の活動支援を行います。

(8) 地域社会の支援と保健サービス

ア 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、地域の最前線に立ち、高齢者や家族の総合相談、権利擁護、地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステム構築の中核となっています。

各地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の3職種の配置を義務付けており、平成27年度からは、認知症に関する専門的な支援等を行う「認知症地域支援推進員」と、生活支援サービスを提供する体制や住民同士が支え合う地域づくり等に取り組む「生活支援コーディネーター」(地域支え合い推進員)の2職種を加えて配置しています。

今後も、適切な人員体制の確保、地域包括支援センター相互や行政との連携強化と役割分担、国の評価指標の活用や地域包括支援センター運営懇談会における意見等を踏まえた地域包括支援センターの運営に対する評価・点検を行いながら、機能強化と安定的かつ継続的な運営が行われるよう努めます。

また、介護サービス情報公表システム等を活用し、地域包括支援センターの事業内容や運営状況に関する情報公表の取組を促進します。

イ 在宅医療・介護連携推進事業

第9期計画策定にあたり実施したアンケート調査の項目において、「人生の最期を迎えるときが来た場合の生活場所について」では、7割近くの方が自宅で療養したいと回答しており、地域住民からのニーズが高い状況です。

このことから、疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し安心した生活を続けられるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護サービスを一体的に提供することが必要です。

その一環として、本市では平成29年12月に、三浦市医師会と「在宅医療・介護連携に関する協定」を締結しており、在宅医療・介護連携の推進が円滑に進むよう、協力しながら取組を行います。

ウ 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた認知症施策の推進

全国の認知症高齢者の人数は、平成24年で約462万人(65歳以上人口対比15%)、令和7(2025)年には約700万人(65歳以上人口対比20%)とな

ると推計され、高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。

令和元年6月に取りまとめられた国の認知症施策推進大綱では、5つの柱に沿って施策を推進することが求められ、令和4年12月には、施策の進捗状況について中間評価が行われました。また、令和5年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

これらを踏まえ、認知症に関する正しい知識や認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生と予防の啓発を重点的に行い、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員や様々な社会資源・地域資源と連携しながら、認知症施策を推進していきます。